

社会保険事務所から

* 国民年金のお知らせ *

平成18年度の国民年金保険料は

月額13,860円です

国民年金の保険料が見直され、平成18年4月分から翌3月分までは、月額13,860円になります。毎月の納付を口座振替の早割制度(当月末振替にすると、月々50円の割引になりお得です。

また、平成18年4月分から1年間分の保険料を納付書でまとめて納付(現金払いによる1年前納)すると、保険料が2,9

50円の割引となり、大変お得です。納付期限は、平成18年5月1日(月)です。お手元に納付書がない場合は、滋賀社会保険事務局彦根事務所へご連絡ください。

※口座振替による平成18年度分の1年前納のお申し込みは3月で終了しています。

* 学生のみなさんへ *

学生納付特例制度をご存知ですか？

保険料の納付が困難な学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

承認期間は原則4月から翌年3月までです。承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間(受給資

格期間)に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも算入されます。

【対象】 大学(大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在籍される20歳以上の学生

【申請先】 市保険年金課
浅井支所市民生活課
びわ支所市民生活課

あれば遡って保険料を納付(追納)することができます。追納すると、納付済期間として老齢基礎年金の額に反映されます。(2年を経過した期間は、当時の保険料に加算がつかます)

障害基礎年金等の受給資格要件の特例措置が延長されます

現在、障害基礎年金や遺族基礎年金などを受給するために必要な期間(受給資格期間)については、傷病の原因となった初診日または死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に未納がない場合にも要件を満たすという特例措置があります。この特例措置は平成18年3月までの時限立法でしたが、さらに平成28年3月まで延長されます。

お問い合わせは、滋賀社会保険事務局彦根事務所国民年金業務課(☎0749-23-1114)へ。

平成18年度の年金額は0.3%減額になります

現在、年金額は総務省が発表する「全国消費者物価指数」に基づき、改定するとされています。さる1月27日に総務省が発表した「平成17年平均の全国消費者物価指数」が前年より0.3%

下落したことから、平成18年度の年金額は0.3%の引き下げとなります。

お問い合わせは、滋賀社会保険事務局彦根事務所年金給付課☎0749-23-1116へ。

* 心身ともにリフレッシュ *

「きょうしん・マッサー」施術助成券をお渡しす

満65歳以上の人を対象に、平成18年度分の「はり・きゅう・マッサー」施術助成券」をお渡しします。この助成券は、市内治療機関で利用することで、1枚あたり千円の割引が受けられるものです。

ただし、はり・きゅう・マッサーで、老人保健療養費の給付を受けている人は対象になりません。

【配布場所】

- ・市高齢者介護福祉課
- ・浅井支所保健福祉課
- ・びわ支所保健福祉課
- ・介護あんしん窓口(旧長浜市)
- ・市民交流センター
- ・なつめ会館
- ・旧長浜市内各公民館火・金曜日

お問い合わせは、市高齢者介護福祉課(☎7789)、浅井支所保健福祉課(☎74354)、びわ支所保健福祉課(☎725254)へ。

母子家庭等児童入学激励金の支給申請を受付

母子家庭、父子家庭で平成18年4月に小学校、中学校へ入学されるお子さんがおられる保護者(平成18年4月1日現在、市内に住民登録を有する人)に入学祝金をお渡します。

【支給金額】 入学されるお子さん1人につき1万円

【受付期間】 4月3日(月)～10日(月) 午前8時30分～午後5時15分

【申請先】 ・子育て支援課子育て支援係
・浅井支所保健福祉課
・びわ支所保健福祉課

【持参物】 申請者名義の預金通帳(郵便局以外)と印鑑

お問い合わせは、市子育て支援課子育て支援係《市役所東別館1階》(☎6514)へ。

長浜市社会福祉協議会「よろず相談所」

4月から「よろず相談所」の開催場所・日時などを変更して開設します。

○よろず相談

開催日時	開催場所
【常設相談】 毎週月・火・水・金曜日 午後1時～4時 【一般相談】 毎週木曜日午前9時～正午	市社会福祉センター 長浜市高田町12-34 (☎34811)
【一般相談】 毎月第2月曜日 午前9時～正午	浅井福祉センター 長浜市内保町480-3 (☎748200)
【一般相談】 毎月第2月曜日 午前9時～正午	びわ高齢者福祉センター 長浜市難波町483 (☎724399)

○法律相談

毎月第4木曜日 午後1時～4時 ※予約制 月6人まで	市社会福祉センター 申込先(☎1804)
----------------------------------	-------------------------

長浜米原介護保険運営協議会

訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修「2級課程」を廃止します

長浜米原介護保険運営協議会では、介護保険サービスの基盤整備の一環として、平成13年から養成研修を開催してきました。現在、滋賀県の2級訪問介護員の研修者数は、10,199人(平成17年3月末)です。その多くは、介護保険サービスの事業所で活躍されています。また、資格をお持ちでも在宅で待機されている方が大勢おられるようです。

運営協議会では、この5年間で150人に資格を取得していただき、当初の目的を達成したことから、養成研修を平成17年度で終了させていただくことにしました。

民間の研修事業所では、今後訪問介護員養成研修講座を開催される予定です。

お問い合わせは、長浜米原介護保険運営協議会長浜米原浅井介護認定審査室(☎61145)へ。